

(仮称) 新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第42回平成22年9月29日開催 午後6時30分から午後8時45分 第2委員会室

出席委員 座長

区民検討会議 : 高野副座長、大友委員、土屋委員、野尻委員、樋口委員

議 会 : 根本副座長、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員

行政・専門部会: 針谷副座長、木全委員、加賀美委員、菅野委員、野澤委員、折戸委員

欠席者: 斉藤委員、 傍聴者: 2名

1 本日の進め方について

- (1) 新宿区自治基本条例逐条解説について
- (2) 地域報告会の開催について
- (3) 自治基本条例の検討組織について

2 議題

座長

・それでは早速議題に入るが、今日は、自治基本条例逐条解説について中身を説明していただき、議論すると。それから、地域報告会の開催について確認、それから、3番目に自治基本条例の検討組織、つまりこの会議の持ち方についての一種の総括というか、課題の発見とか、そういったことをやろうということ。

では最初に自治基本条例の逐条解説について議論しよう。

副座長（行政）

・1ページから目次、前文といった形で、前文が終わるとすぐ解説ということで、ページ替えとかはせずにずらずと書いているような形式。

なお、1条ごとにページ替えも考えたが、条文の長い短いとか、説明の長い短いものがあるって、かえって見づらくなる、あえてこういうふうな形でつくるという形にした。

それでは、解説だが、基本的には、素案のものを踏襲した、素案と違っている、あるいは加筆したとかといった部分を中心に御説明する。

まず2ページ目。解説の下ですぐ2行で、「前文は、まちの歴史や条例制定の背景、自治の方向性や基本原理、制定にあたっての区の決意等を明らかにし、この条例全般にわたる解釈・運用のよりどころとなるものです。」で、この前文の位置づけ、性格みたいなものを持たせた。

次が、第4段落の「2行目では」といったところの表現だが、「2行目では、新宿区で生まれ、新宿区で育ち、新宿区で亡くなった、日本を代表する文豪「夏目漱石」を新宿区の人材の代表として掲げました。」といったところで、今後、新宿区内の方に限らず、いろいろな方がごらんになるときに、新宿区の自治基本条例でなぜ突然夏目漱石なのだという方もいらっしゃるかと思い、夏目漱石と新宿区のかかわりといったところをここで入れてみた。

4ページは、第2条の定義のところ、従来、素案の段階までは区民の定義のみだった。条例案になったところで（2）の公共サービス、（3）の区の行政機関、（4）の職員ということで定義が入ったので、解説のほうもあわせて入れた。

8ページ目に、区民の権利、第5条があるが、従来というか、素案の段階までは第2項の「公共サービスを受ける権利を有する。」のなかったので、「第2項の」で、「「公共サービスを受ける権利」は、地方自治法第10条第2項で保障されている権利を含め、公共サービスを受ける権利を包括的に規定しています。」といった文章を入れた。

最後の段落、「なお、本条は新宿区の自治を進めるための規定であり、すべての区民がすべての権利を有することを保障するものではありません。例えば、住民でなくては受けることのできないサービスなどもあり、受給できるサービスの種類やその範囲、対象者など、具体的に保障する権利の内容は、それぞれごとに条例や規則などで定められるものです。」ということで、この区民の権利の及ぶ範囲の法律的なという解釈では個々の条例で定めているものだといったことで入れた。

9ページ、議会等のところで、7条、議会の設置の開設の4行目で、文章をつけ「しかし、議会の機関としての権能を考えた場合、新宿区という区域内においてその効果は有権者又は住民に限定され

るものではありません。」ということで、この文章を補足し、続いて、「新宿区の自治や新宿区の将来の姿を考える際には」といったもとからあった素案の文章に続けさせていただいた。

13ページ。前ページの区政運営の原則の解説、「本条では、区政運営について、6つの原則を規定しました。」と。ここはちょっと文言の整理をしたが、「まず、第1項から第3項では、機関としての区長の、公共サービスの提供及び財政状況の公表に関することについて規定しています。」といったリード文があって、1項、2項、3項の3つの原則を規定している。

14ページの住民投票。住民投票のところの条文は、素案から条例案というところで構成なども大きく変わったので、解説も同様に変わっている。

まず、第17条「住民投票制度は、住民の意思を区政に直接反映するための仕組みです。住民投票制度には「個別型（非常設型）」と「常設型」がありますが、本条例では「常設型」とし、次条で請求や発議の要件等を定めています。」とした上で、参考で、個別型と常設型の中身について、内容について記した。

本条の第1項は、そして第2項についてはといったことで、住民投票制度を設けることの規定と、住民投票の投票権者についてここで説明する。

15ページ、第18条のところでは住民投票の実施ということで、「本条の第1項で住民投票を実施するための要件として第1号で住民の請求、第2号で議会の発議について規定しました。」として、第1号では、「年齢満18年以上の者で別に定めるものから、その総数の5分の1以上の者の連署をもって請求があった時には」ということで、このあたりの表現は素案のまま。

16ページ、第21条の地域自治のところ。こちら、表現は基本的に同じだが、2項と3項が素案と条例案のところで入れかわっており、その部分の入れかわりが出ているところ。

最後が17ページの条例の見直し等は素案と同じことを記述し、附則で、18ページだが、この条例は23年4月1日から施行するといったことで、条例の規定の効力を発動させる施行日を定めていますといったようなことで逐条解説の案をつくったので、御議論、御検討をよろしくお願いいたします。

副座長（議会）

- ・これは、今日これで決定するというか、意見を出して。

事務局

・こちらの逐条解説につきましては、最終的に印刷物にしたいと考えております。印刷物の日程からすると、今日御意見をいただいて、次回改めて御確認をいただいて、そこで決定させていただきたいというふうに考えております。

→定義のところの公共サービスの定義というのが、新たに書いてくれたが、それでもちょっとわかりにくいというふうに思うね。公共サービス基本法第2条の1、2というのは、読めば読むほど何が言いたいのだという話になる。ここについての逐条解説というのではないか。この法律のですよ、わかりやすく。あったらそっちを何か参考のつけたほうがわかりやすいのではないかなと思うんだよね。

（議会委員）

事務局

・いろいろ調べてみたのですが、公共サービス基本法を逐条的に解説したものは、ちょっと見当たりませんでした。いろいろな考え方を述べているものはあるのですが、それをここに反映できるだけの確たる逐条解説といったものはちょっと見た限りではありませんでしたので、もし何か具体的に参考文献、何か引用できるようなものがあれば御紹介いただければと思います。

座長

・良い社会をつくる公共サービスを考える研究会というのをやっていて、神野さんが座長で、私も委員で入っていたが、その後、公共サービス基本法の原案をつくって、このとき、自民党政権のときに出したんじゃないかな、与野党協議の上で。そこで大分手が入って、実は、これはこういうふうにしたので、これでいいのだが、解説に載せるかどうかは別として、これはちょっと狭い、公共サービスの定義が。

→8ページの第2項の公共サービスを受ける権利のところ、ここでは、一般的に用いられている行政サービスではなくという、このほうがわかりやすいのだよね。だから、何かこういうことが伝わるような解説がないかな。（議会委員）

→お役人はやはりがちっとつくらないと気が済まないのだよね。少なくとも5ページの四角の中にあ

る1、独立行政法人から2のところまでのこういうものは載せないと。載せると、読んでいる区民が頭が痛くなって嫌になっちゃうね。（議会委員）

座長

・この2号の解釈、第2項のね。国又は地方公共団体の行う規制、監督、助成、広報、公共施設の整備と、これが地方公共団体の行うサービス。その他の公共の利益の増進に資する行為というのをどう読むかというところにかかっているわけだね。

それで、先ほど説明があった公共サービスを受ける権利のところの公共サービスは広く解釈するという立場をとっている。だから、そういう意味では、ただ載せちゃうと本当に読みにくい文章だね、法律の文章というのは。何か一度公共サービス基本法をめぐるシンポジウムをやって、小冊子をつくっていると思うのだよ、国公労連あたりで。そこで、宮本太郎さんが説明をしているので、ちょっとそれをめくってみるということにしましょう、あしたにでも。

→今の公共サービスと同じようなことだが、地方公務員法も参考で出ていて、職員について読めば読むほど一体どういうことなのということで、要するに、正規職員をここで言っているの、非常勤とかパートとか指定管理とかは含まないよということだよ、要するに。だから、そういうふうにストレートに解説したほうが解説になるのかなと思うが、どうか。（議会委員）

→解説するとかえってわからなくなるようなことはしないと決めたらどうかね。（議会委員）

座長

・少なくとも職員についてのところは本文とほぼ同じことを繰り返しているの、書き碎いたほうがいいという気がしますね。

副座長（行政）

・では、今いただいた御意見などを踏まえ、書くとかえってわかりづらい、もしくはそんなこと書いていてと見てくれなくなっちゃうというようなところは、逆に新しい解釈になってもいけないので、そこははっきり切っちゃうということで考える。

例えば第2号公共サービスについては、最初の文章で「公共サービス基本法第2条で規定している「公共サービス」をいいます。」というのは、まさに第2条そのものなので、言う必要がない。要するに、定義では、もしかしたら「区民」だけを残して、ほかは言う必要がないのかなと。言わないといけませんか。短い文章にぱっきりするということだね。

座長

・それでは、御意見を伺う。

最初は前文についてだけでも、叙述の順番がちょっと違和感があるというようなことか。

→4段落の解説が本文に照らして順序よく解説をしていない、後ろから解説していたりなんかしているのがどうも。内容自身はいいが。

「1行目では」「2行目では」という言葉を使うかどうかは別にしても、そこを先に言って、そして、総じてこの段落は歴史や文化がというふうに結論づけられずとんと落ちる。（議会委員）

副座長（行政）

・いろいろその御議論をいただいた上で、もう一度直しを入れて、次回ももう一回最後に目を通していただく。

・市民の解釈も相当御議論あったように難しいもので、そのまま使わせていただいたというのも事実なところなので、御勘弁いただければと。

座長

・この「まず」という2文字には、さっきの中心であるということが微妙に表現されているわけね、「まず」にね。それはそのように検討していただく。

先ほど、「関わってもらい」「協力してもらおう」というのもやはり私もちょっと引かかるなという、ちょっとどちらかが高みにいるという感じで受けとめられて、せっかく働く人も、学ぶ人もと言っている割には、そこである種の格付けがされちゃっているような感じがあって、何かいい言葉を考えていただくといい。

→だから、ここのこちらを主語にして、こういう人たちも何々にかかわりとか、ちょっと組みかえればいいのじゃないか。これこれ学ぶ人も地域にかかわり、これこれに協力するということを規定しているとか。（区民委員）

座長

・そうだね。「活動する人にも」というところの「に」をとってしまえば、「活動する人も」とすれば後ろが書きやすくなるのではないか、今のようね。かわり、協力するということだと。

→議会と区長もそうだが、「区に区民の代表機関として」という、だれだれがというその主語があえてないというのは、これは議論の経過でそうになっているので、その辺は書いておいたほうがいいのかと思う。あえて主語をつけなかったということ、これは多分視察とかでほかの議会の人に来たときに、そういうことに気づく人がいるのではないかなと思って、そういう準備のためにもつくっておいたほうがいいのか。（議会委員）

座長

・ニュアンスとしては、議会の効果は有権者または住民に限定されるものじゃないのだよというようにところで少しにおわせてはいるのだよね。

→10ページの9条の議員の責務だが、解説の最後に、「区民の代表」については議会の設置と同じ考えですということだが、これは1項の規定について御説明いただいているので、2項じゃなくて1項の後ろのほうがいいのかと思うが。（行政委員）

座長

・そうだね。第1項のところをもっていくと。

・ちょっと気になっているのは、本文というか、条例本文は「区政に参加する権利」といっているんだけど、文章中2カ所ぐらい「区政へ」というのがあって、単純な誤植だと思うが、括弧で引いているからやはりそろえておいたほうがいい。

例えば13ページの5章の14条の解説のところと、それから8ページの区民のところの第3項の「区政へ参加する権利」となっているね。さっき見たときはその2カ所ぐらいだったかもしれない。

・どおりで今探していた。「第5条第3項」これは誤植だ。

→7章の17条の住民投票の解説の下参考のところだが、個別型と常設型を説明しているが、常設型を理解するのは個別型との対比で理解すると思うね。そういう意味で見ると、個別型の参考の中の説明が余りにも簡単過ぎちゃって、そのことによって常設型の理解も非常に妨げられるような気がする。もう少し個別型とはというのを説明しても損はないのじゃないかなという気はする。議案ごとに条例を制定するということだけで終わりにしちゃっているのだよね。ほかにもう少し色をつけてもらえないかね。色をつければ常設型の意味がよくわかるよ。（議会委員）

座長

・個別型の要素としては、投票が行われたら効力がなくなってしまうというようなね。

— 休憩 — 午後7時21分

— 再開 — 午後7時28分

座長

・それでは、逐条解説についての議論にもう一度戻る。

引き続き意見があれば。どうぞ。

→やわらかい言葉にかえようとも、意味として、通りかかった、要するに働き、学ぶ人が行くとか、主体的な言葉がここに入るのはおかしいような、私どもがそのことに働きかけるといふ、だから「もらう」というふうにはりくだっているからおかしいと。これは私もおかしいと思ったのですけれども、そこでそのようにいく、そこが学ぶ人が行くというのがおかしい感じがする。（議会委員）

→主体というか、住民を含めた、加えた、区民が主語だね、ここはあくまでも主語。だから、ほかにそれを動かす人がいるわけではなくて、自発的に、自主的に自分たちが区民、働く人、学ぶ人、すべて含めた区民が自分たちですと。本当はこれは言い切っちゃっていいぐらいだね、協力すると。でも、そこはやはりニュアンスとして、今、区民委員がおっしゃったようにやわらかくということではないかなと思う。（区民委員）

→特に地区協議会だとか、青少年育成委員会だとか、そういうようなことまでやらせていただいているわけだが、そういうときに、区の職員の方々が協力していただきというような言い方をしていると思うが、今回はやはり区議会とそれから行政と、そして私ども民間の区民がやるということだから、やはりそうでもいいのかなど。だから、区民の決意も含めた形のものでもいいのかなというような説明の仕方でもいいのかなというふうに感じた。（区民委員）

→2ページ、解説のところ。1行目。「制定にあたっての区の決意等」これは新宿区というそういうよりも、自分たちの区民、議会、これは行政というのは区長になるか、例えばその意味としては。ここを区と押さえたときに、ほかのこれから出てくる区というところと整合性がとれないとまずいかなと思う。

2ページの解説の1行目、最後のほう、「制定にあたっての区の決意等」。（区民委員）

座長

・この区はどこかに出てきた基礎自治体たる「区」という意味とお考えだろう。

それでいくと、例えばどこかの「区」が抵触するという感じがあるか。

→本文の基本理念、6ページ、それから条例の位置づけ、第4条の本文というか条文、「区は」というているが、この「区」と区民委員がおっしゃっている解説のところの「区」が同じであればいいということだが、違うのではないかということか。そもそもこの理念と位置づけの「区は」というのはどう解釈をすればよろしいのか。（議会委員）

→前文については、特に新宿区という使い方と私たちはというところについて、前文の趣旨を生かすということで特に定義とかは入れていない。だから、新宿区という使い方が何回も出てきても、私たちの新宿区はといったときにも、「以降これを「区」という」という使い方はせずに、今まで前文をつくってきた趣旨を生かして、なるべくそのままいくということでやっているの、前文と総則以降の本文では使い方に差があっても、それはしょうがないのかなというふうに。（行政委員）

→区というのを「私たちの」でだめなのかと言っているの、で、「私たちの新宿区」ではだめなのかと言っているわけではない。あくまで区にかかわって「私たちの」でいいのではないかと。それは、新宿区民全体、私たちがという、新宿区民全体を「私たちの」という言葉であらわしてはだめなのかと言っているのだよ。解説のところの区。区は要らないと。（議会委員）

→それから第3項の「区政へ参加する権利」は、「区政に」だね、これ。「区政に参加する権利」は、区が政策などを立案する際や」というのも、これはちょっと、区の行政機関とするのか。でも、区政に関する情報を知る権利は行政機関だけでなく、議会からもあるし。これは区民同士も入ってくるか。

そこと、それからあと、9ページの、先ほどの解説の下から3行目、「住民、議会、区と関わっていくことが重要です。」これは。

それから、11ページは大丈夫だね。「区の行政機関」と入っているから。

13ページの解説の第5項というところ。2行目。「区民と区が、」ちょっとこれがわかりづらい。

15ページの第19条の解説、「本条では、区は、住民投票の結果を尊重しなければならないことを明記しました。」

16ページの地域自治という条文のほうの「区は、」というのが、これはうまいこと解説のほうでは「第1項は、」というのを「区」を全然入れないでうまく解説しているのだね。

17ページ、第23条、一番上の条文のところの解説の1行目、「本条では、区は、医療や福祉、環境などの様々な分野で、この「区」というのだね。これは基礎自治体か。違うな。もうちょっと詳しく。ちょっと足りないね。

それから、次の第24条も解説では区というのは外しているね。うまく解説している。

大体目についたところはそれぐらいだけれども。（区民委員）

座長

・今の箇所の指摘でいいか。少し議論したほうがいいところはあるよね。

副座長（行政）

・御指摘の内容はわかるが、基礎自治体としての区はというような解説は多分できないと思うので、区の行政機関というような読みかえ方はできるところはしたほうがいいなと。もともと条文で使っているの、だから、逆に残るのは基礎自治体としての区というようなことになるのかなと。

あとは、区がどこまでというのがもしかしたら場面、場面のこの検討の中では微妙に表現するところが難しいところもあるかもしれないので、そこらあたりは区はどういうことで、一部何とも言えないところがあるが。

座長

・ちょっと難しいなと思ったのは、情報のところ、「区から提供される情報」これは「区の行政機関」と言ってしまうわけにもいかないだろうというのはあるね。ちょっと言葉が必要かもしれない。

それから、下の「区が政策などを立案する際や」これも「区の行政機関」といってしまっただけは議会が飛んでしまうという問題があるので。

・あえて言えば、先ほどの情報のところ、それから政策立案のところと、住民投票の結果の尊重は微妙なのだね、これ。行政機関だけが尊重すればいいというものじゃないしという意味だね。団体意思に反映させていくわけだから、これは区のままでいいかもしれないという気はするね。

あと、23条、24条の区をどう処理するかということで、24条はどうか、これ。行政機関とか議会とかと言わなくたって、区民も含めて国際的都市としての自覚を持つと。解説に入っていないか。解説に入っていないね。

そうすると、23条。これもどうか。変えなきゃいけないか。政府という言葉を使えば、「区の政府」とかというのがあり得るかもしれないが、しかし、実現するためには、区民が団体をつくって押しかけたっていいわけだしというようなことを考えるとね。23条はどうか。このままでいいと。区と大学との提携というようなことも最近進んでいるようだけれども、あのときは区役所が提携している相手なのかとか思いながら。

副座長（行政）

・先ほど、区の行政機関とかという部分も言いつたが、基本的に条文合わせでいかないと、条文と違った解釈になっても妙かなという気もするので、その辺きちんと合わせてというようなことで、その区が何を含んでいるかというのはちょっとなかなか書けないことがあるが、うまく表現できないことがあるけれども、その辺は御容赦というか。

→15ページの19条の結果の尊重なのだが、「尊重しなければならない」ということについて、ちょっと区民の方から尊重じゃなくて従うだろうと。尊重といったら、従わなくてもいいというふうに区長が判断したらそうなるだろうというようなことを言われたことを思い出して、本当は言わずもがなのだが、要するに、区長の決定権なり、そういうようなことをちょっと書いておいたほうがいいのかなと。本当は書く必要なんかないと思うが。（議会委員）

座長

・この解釈をめぐるのは、やはり尊重じゃまずかろうという議論が主流だったのだけど、もっと強く迫るものがあっていいのではないかと考えていたんだけど、例の名護の辺野古への移転問題で住民投票をやったんだね。移転反対が多数だった。そのときの比嘉さんという市長が移転を受け入れようと思うと発言をして、尊重しなかった。その代償は何かというと、それを発表した翌日に、その場でかな、辞任したということがあって、これは相当重いのだぞ、尊重というのはと。だから、裏切るときには相当な政治的・道義的責任を負うという、そういう理解の仕方というので、最近は余り尊重以上のことにしなくてもよかろうというような機運にはなっているのだね。

→それを言うと、言いたくなかったのだけど、その上の18条の解説の18歳以上の部分の2行もほぼ同じなんだよね。ちょっと入れかえているぐらいで。だけど、同じことだったら、逐条とはいえ書かなくてもいいのではないかなんて思ったりするぐらい。（議会委員）

→無理して解説に載っけなくたっていいのだね。（議会委員）

座長

・確かにね。書くとすれば、18歳以上の者の5分の1で請求があった場合には住民投票をやりますと。18歳以上の者で投票権を持つのは別に条例で定めることにしていますというようなふうに分解してしまう方、当たり前のことなのだけれども、ぐらいの工夫ぐらいかなという。

→どうしても皆さんここで本文をやはり変えなきゃいけないなきゃいけないと思ったら指摘してほしいのは、道があるよ。議会の委員会では条例が出ている、このままが。これを条例審査で、委員会で変えることはできるよ、皆さんの意見に従って。勝手に変えるとはちょっと道義的にはできないが。だけど、皆さんがここで意見が一致したら、変えることはできるということだけは。（議会委員）

→今のところを含んで、18条の解説のところを書き直すということだよね。でしょう。その投票権者については別に条例で定めるということをはっきりさせるのでしょうか。そのほうがわかりやすいと思う。（議会委員）

座長

・次回に確定をするということにしたいと思う。

逐条解説についてはこれで終わりにする。第二の議題は、地域報告会の開催についてということ。

事務局

・前回お配りした資料の中ですと、11月20日土曜日を候補日としておりましたが、会場の都合がつかなかったため、11月17日水曜日を新たな日として追加をさせていただいて、11月20日は開催しないことにいたしました。

資料2は、ここに記載されている開催場所に既に予約を入れておりますので、こちらの会場でこの時間帯で開催させていただきます。会場は、多目的ホールでやる場合と集会室をつなげてやる場合、二通りございますけれども、定数についても若干開きがあるところもありますけれども、こちらの会場でやらせていただきたいというふうに思います。

こちらのほうですが、本日、それぞれの地域センターでの担当分けをしていただきたいと思います。

先ほど、区議会委員は、こちらに示した案のとおりで調整ができたと聞いておりますので、基本的にはここに書かれたそれぞれのチームの方で担当していただきたいというふうに考えております。チームの中のお二人が移動してしまうと困るのですが、お二人のうちのお一人がほかのところとかわるということは可能ですので、どうしても日程の都合がつかない場合がございましたら、変更した旨事務局のほうに申し出ていただきたいと思います。司会とあいさつですが、前回の議論では、それぞれの担当ごとに任せるといったようなことで終わっているのですが、できれば、もし一緒に司会、あいさつを同じ人がやるということで決めるのであれば、どこの会場も同じ方がやっていただくという形がよろしいかと思うので、そちらのところは本日この会議の場で決めていただきたいと思います。

座長

・それでは、内容についてまた質問があらうかと思うが、残されている司会とあいさつ、これはどういうふうにしますかというのをちょっと御意見があれば伺う。

事務局

・事前にあらかじめ司会、あいさつについては、その場の会場ということではなくて、事前に決めておいていただいたほうがよろしいかと思います。

副座長（議会）

・次回でいいね。それまでに我々（副座長）で相談すればよいのでしょうか。10月21日までに決めればいいね。

事務局

・こちら、本日お示ししている広報原稿は、10月25日号の広報ということで、臨時号ではございません。臨時号は11月25日に臨時号、自治基本条例の臨時号を発行したいと思います。したがって、そちらの内容につきましては、また次回、案を示して御議論いただきたいと思いますので、本日は、10月25日に発行する広報原稿ということで、これは臨時号ということではなくて、通常の号の中の今のところ1面を確保しまして、こちらの記事とあわせて写真を用いて広報の1面に載せさせていただきたいというふうに思っております。

もし、この内容の中で何か御意見等ございましたら、本日であればまだ間に合いますので、御意見いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

→さっきもらったのを読んでいたが、地域報告会の開催日時のことを強調すべきだと思うのだよ。多分、自治基本条例の概要についての前文、云々かんかん、これ頭だけちょこちょこっと書いてあるから、みんな読まないよね。これは、概要はこんなものですよということでしょう。したがって、この開催日程でここに来てもらえるようなことがこの広報の柱じゃないかなというふうに思うので、特段の、微調整しなきゃいけないんだっけ。そうか、ゴシックにするとか、もうちょっと、間に合う範囲で。（議会委員）

座長

・残りの時間を、この検討会議はどうだったのだろうというようなことを少し皆さんから意見を出し

ていただいて、これは出していただいてどうするの。この次に同じことをするなよというようなことにするのかわかりませんが。行政のほうとしては特別な使い方は考えていないのでしょう。

事務局

・今現在は考えておりません。

→区民でももう少しこういうようなことを広めていくための勉強するような会だとか、そういう討論する会なんていうのも必要だし、実際にこの課せられた条例が2つあるわけだから、これをやはり十分な議論をする地域自治組織なんかもあるので、そういうような組織をどうしていくのかということについては、一定の継続審議的なところと、それからまた新たな仲間をつくっていくのか。逆に、これからまた一番最初にやっていくのかということとはやはりちょっと議論すべきかなという感じはしているが。（区民委員）

座長

・つまりこの基本条例ができてから個別の条例で考えていきましょうというようなテーマが残っているじゃないかと。それをどうやってやるのだ、どういう考え方でいくんだというようなことをテーマにして話し合うというふうなことはどうだという御提案だ。

副座長（議会）

・その議論を今日やるのか、もっと後にやるのかという話なんだよね。私たちのほうの気持ちでいうと、まだ終わったことになっていない。これから特別委員会の審議があって、14日に議決があるわけ。ここを超えないとなかなか話が、コンクリートされたらやった、やったと言えるのだけれども、どうなっていくかまだ不安な要素もあるわけだ。

事務局

・では、そこの議論につきましては、次回以降の検討連絡会議に持ち越したいというふうに思います。

座長

・そうね。まだ確かに可決、成立していないので、何となくこのやり方といっても、疲労感だけがみんなから出てくるようでは困るので、やはりある種の達成感の上に立ってやってもらうほうが意味があるかなと思う。

ということだと、そういうことで、折に触れてこんなことをこの検討会議の総括にしゃべってみようというようなことをちょっと考えておいていただいて、それぞれから御意見をもらうということにいたす。そうしたら、一応議題は終わった。

事務局

・区民アンケートにつきまして、若干事務局のほうから御説明させていただきたいと思います。

事務局

・それでは、黄色い冊子を2つ御用意させていただきました。こちらにつきましては、7月15日の第36回検討連絡会議で単純集計のみの速報版をお示したところです。それを用いまして骨子案から素案への取りまとめには御利用いただいたところでございます。

その際、クロス集計などについても御意見をいただいておりますので、本日はクロス集計も含めた報告書を御用意いたしました。その要約版をちょっと御紹介したいと思います。

まず、厚いほうの冊子をごらんいただきたいと思います。

最初にちょっと構成を御紹介いたしたいと思います。

大きく6章立てになっておりまして、Ⅰで調査の実施の概要、Ⅱで回答者の属性、Ⅲで結果の要約とありまして、この結果の要約に関しましては、Ⅳのそれぞれの設問の結果の分析の中のポイントを一覧してまとめて書いてあるところでございます。Ⅳで、各設問ごと、図表なども交えながら、またクロス集計の結果などを載せながら御紹介しております。Ⅴのところでは、アンケートに使用した実物のものの写しを載せております。Ⅵのところで、クロス集計も含めた、少し無機質な形ですけれども、集計表を載せているところでございます。

— 詳細な説明が行われた（省略） —

これから行われる地域報告会では、こちらの要約版のほうは資料としてお配りしていこうというふうに思っております。

また、この要約版のほうに関しましては特別出張所のほうにも置いていく、あるいはデータについてはホームページへの掲載を考えているところでございます。

副座長（議会）

・今、机にお配りした日韓市民社会フォーラム2010第二分科会というものの御案内だが、これはまだ議会で議決される前だが、早くもこういう形で韓国の自治体議員及び市民の皆さんと日本の皆さんでこういう研究会をやっている。これは、地方自治総合研究所の所長が辻山先生でして、そのところで、今回、韓国から来られて、自治基本条例について報告をしてくれということだ。

あいさつのところで、小松副議長、日韓議連の久保合介議員、議会側では私、DVDの報告は高野さん、それから新宿の紹介は針谷課長ということで、それで、区民討議会の委員も呼ばれているようだが、こんなような形で報告することになった。もし時間があったら皆さんどうぞお出かけください。

会場は旧四谷第五小学校、花園神社の隣のあそこの3階。

座長

・すみません、菅原君は研究所の仕事としてやっているわけではないのだが、皆さんに御迷惑をおかけすることになる。

→打ち合わせはさせてもらって、会場の設営等は区でやっているの、韓国側の方は9人か10人ということだ。日本側の正式に来る方たちは10人、その他新宿区議会とか、あるいは区の職員とかといったものが……（行政委員）

→韓国の人が10人、日本の人が10人で、20人ぐらいでやるのか。（議会委員）

→そうだね。はい。（行政委員）

座長

・はい。

それでは、そのほかのその他、ありますか。

事務局

・それでは、事務局から次回の連絡事項だけ申し上げさせていただきます。

次回は、先ほど申し上げました広報の臨時号、11月25日号として発行を予定しております。その発行の前段として、その原稿について少し御意見をいただきたいと思います。

それとまた、逐条解説以外に自治基本条例のパンフレットを作成いたします。パンフレットはできるだけ絵柄を用いてわかりやすい形で、ページも少し少な目にしたものをパンフレットとして作成いたしますので、それについても御意見をいただきたいと思います。

辻山座長 ありがとうございました。

それでは、本日のまとめ、ありますか。

事務局

・一応逐条解説につきましては、本日御意見等をいただいたものを踏まえまして、修正して次回再度議論して決定するということです。

地域報告会につきましては、副座長会のほうで分担を次回までに決めます。

また、10月25日の広報原稿につきましては基本的に了承です。

あと、3番目の検討組織につきましては、次回以降、また再度総括を踏まえて行うということです。

座長

・それでは、本日はこれにておしまいにする。どうもお疲れさま。

散会 午後 8時45分